

議会改革の理論と実務をつなぐ 「技術」の向上を目指して

二〇〇六年、栗山町議会基本条例の登場から一〇年を経過し、全国で七四〇もの議会が議会基本条例を制定するに至った。これをふまえるなら、

二〇一七年からが議会改革の第二ステージの幕開けといえよう。これに呼応するように昨年、栗山町議会基本条例の起草に関わった渡辺三省氏（札幌市職員）とともに「議会技術研究会」を立ち上げた（会員数三九人二〇一七年一月一〇日現在）。

そして研究会事業の第一弾として二〇一六年一月五日、北海道大学で「議会活性化シンポジウム」地方議会が「討論のヒロバ」となるためには」を開催した。議会改革の本丸である政策議案を築くためには「議員間討議のスタイルの確立」が必須だからである。

会場には道内から五〇人の参加者が集まった。神原勝氏（北海道大学名誉教授）の基調講演、水澤雅貴氏（NPO法人公共政策研究所理事長）の基調報告の後、松山哲男氏（登別市議会議員）、渡辺、筆者を加え五名によるパネルディスカッションを行い、参加者は真剣に耳を傾けていた。その後の懇親会では二〇人が参加し、各議会ででの苦労話も多く聞かれた。こうしたシンポジウムに参加する議員の多くは、自らの議会を活性化しなくては強い志を持ちながらもがき続けている。改革や活性化を阻むものは必ず存在する。議会改革は、多くの議員と事務局職員が同じ志を持たなければ進

まない。私の持論は、議会改革・活性化は住民参加が要諦であり、これが改革の質を決定づけるということである。

今年度から当研究会は本格稼働する。本研究会の設置の目的を次のように会則で定めた。

「市民自治を基調に自治体議会の力量を高める観点から、議会理論と議会実務を媒介する、普遍性ある議会技術を豊かに構想・開発することによって、『実務をふまえた理論』の形成と『理論をふまえた実務』の構築をめざす」。事業の内容としては、分析研究、理論研究およびその発表、学習会、講演会、シンポジウム・交流会等の開催、情報交流、相談業務を掲げた。

当研究会の名称は、「行政技術研究会」（東京）を意識したものである。神原氏によると、松下圭一氏（故人・法政大学名誉教授）のもとに心ある多摩地域の自治体職員が参集し、初期の「通達研究会」以来、現場の行政の実態をふまえ、改革理論と改革方策を組み立てようという試みだったという。初期のある段階から研究対象やメンバーを広げるとともに、名称も「行政技術研究会」と改称し、長い歴史を経て現在も継続しているらしい。

この「行政技術」という用語は、一九七〇年代半ばに松下氏が使い始めたという。「首長は変わっても行政は旧態依然の状態なので、行政を泥の田んぼに、また革新首長をその泥田に立つ頭の赤

い（つまり左翼）丹頂鶴に例えて、自治体の現状を『泥田の丹頂鶴』と揶揄的に表現した。そして一九七〇年代後半から「革新自治体から自治体革新へ」と視点を切り替え、同時に行政の泥田を美田に変える『行政技術の革新』を自治体革新の重要な課題として提起した。この行政技術研究会から「政策法務」をはじめとする、新しい様々な問題が提起された。そして自治体の自立と自律をうながす「政策職員」が育ち、こうした職員による政策研究の広がりが見える基盤となり自治体学会の発足につながった」という。

さらに神原氏は、「実務」と「理論」をつなぐのが「技術」である。自治体理論は現場の実務に落とし込めるように理論形成しなければ実効性はなく、実務もまた理論に昇華できるような仕事を志さなければ普遍性をもった実務ともいえない。この両者の課題に共通するのが「技術」であり、理論における実務化の技術と実務における理論化の技術が「現場」をふまえて行われるとき、はじめて両者は融合可能となり改革が促進される」と語った。

かつて、行政技術研究会が自治体革新の流れをつくりだしたように、北海道から議会改革を通してわが国の自治体改革の新しい流れをつくりだしたい。私たちの夢は果てしなく大きい。議会技術を開発・改革するための積み重ねを大事に、前進あるのみと思うのである。

議会技術研究会の問合せ先

共同代表西科純0901764716252

へにしな じゅん・議会技術研究会共同代表

前北海道芽室町議会事務局局長